

千葉県環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要

県では、公共用水域の水質保全のため、工場・事業場の排水に対して、水質汚濁防止法（以下「法」という。）に基づく排水規制に加え、千葉県環境保全条例（以下「条例」という。）による県独自の排水規制を行っています。

条例及び同条例施行規則（以下「規則」という。）では、法の適用対象とならない施設のうち、汚濁負荷の大きい施設（4種類）を特定施設*として、これらを設置する工場・事業場について、法と同様に排水基準を定め、排出される水に対し規制を行っており、排水基準は国が定める基準に準じています。

この度、国の中央環境審議会は、六価クロム化合物に係る排水基準を見直すことが適当であるとの答申を出しました。

これらの趣旨を踏まえ、国において排水基準を定める省令（昭和46年6月21日総理府令第35号。以下「省令」という。）が改正された場合には、県においても規則に定める排水基準を同様に改正するため、規則の一部改正について検討しています。

1 改正（案）の内容

規則別表第二に定める「六価クロム化合物」の許容限度を次のとおり改正しようとするものです。

六価クロム化合物の排水基準（案）

現行	改正案	備考
0.5 mg/L	0.2 mg/L	全ての特定施設

2 理由

令和5年6月に、国の中央環境審議会は「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る基準等の見直しについて（答申）」で、六価クロム化合物に係る排水基準を0.5 mg/Lから0.2 mg/Lとすることが適当であるとの答申を出しました。

条例における排水基準の設定に係る科学的根拠は、法と同一のものであるため、規則第5条の排水基準の見直しを検討しています。

3 施行予定日

省令で定める「六価クロム化合物」に係る排水基準が改正された場合、その施行日に準ずることを検討しています。

* 特定施設

1	油かんその他のあきかん再生業の用に供する洗浄施設
2	ばい煙又は粉じんの湿式処理施設
3	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 イ 牛房施設（牛房の総面積が100m ² 以上） ロ 馬房施設（馬房の総面積が100m ² 以上） ハ 鶏舎（鶏の飼養羽数が1,000羽以上）
4	印旛沼及び手賀沼流域の飲食店等に設置されるちゅう房施設で総床面積が100m ² 以上のもの（特定ちゅう房施設）並びに特定ちゅう房施設の排水処理施設

※ 水質汚濁防止法の特定施設等を除く。